

## 第4章

# 裁判上の担保・解放金

- 1. 総論
- 2. 担保に関する総則規定
- 3. 担保権利者の権利
- 4. 担保提供方法
- 5. 供託場所
- 6. 第三者供託
- 7. 支払保証委託契約
- 8. 担保取消手続
- 9. 簡易取戻手続
- 10. 解放金取戻許可手続

## 1. 総論

裁判上の担保とは、法律で特定された民事訴訟事件、民事保全事件、民事執行事件などについて、その事件に関連して相手方に生じる訴訟費用又は損害を担保するために提供されるものをいいます。

### (1) 民事訴訟事件の担保

訴訟行為又は裁判所の処分によって、相手方に生じるおそれのある訴訟費用又は損害賠償請求権の履行を確保するためのものをいいます。訴訟費用の担保や株主代表訴訟の担保などがあります。

### (2) 民事保全事件の担保

違法又は不当な保全執行等により債務者に生ずべき損害賠償請求権の履行を確保するために提供するものをいいます。

### (3) 民事執行事件の担保

担保にかかる裁判の執行により相手方に生ずべき損害賠償請求権の履行を確保するために提供されるものをいいます。

## 2. 担保に関する総則規定

民事訴訟法75条以下に、訴訟費用の担保に関する節を設けて、担保提供の方法、効力、取消手続等について定めています。そして、この条文を民事保全法や民事執行法が準用していますので、この民事訴訟法75条以下の条文が訴訟上の担保に関する総則的な規定となっています。



### 3. 担保権利者の権利

訴訟法上の担保においては、通常、供託者つまり担保を提供する者を担保義務者、被供託者つまり担保を提供する者の相手方を担保権利者といいます。担保権利者は、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有します（民事訴訟法77条）。担保権利者がこの権利を実行するには、損害賠償請求訴訟を提起し、勝訴の確定判決（給付判決若しくは確認判決）、和解調書、調停調書などによって自己の権利を証明して、供託物還付請求の手続をとります。

### 4. 担保提供方法

担保の提供方法としては、現金を供託するのが原則ですが、担保提供義務者が希望するときは、裁判所が相当と定める有価証券を供託する方法も認められています。但し、全ての有価証券について認められているのではなく、国債や地方債などのように、価格が安定し換価が容易なものでなければなりません。また、有価証券で担保を提供する場合には、担保提供命令の中で、有価証券の種類及び数量が指定されます。

### 5. 供託場所

原則として、担保を命じた裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所に供託します。なお、この地方裁判所の管轄区域とは、支部を含めた管轄区域のことをいいます。例えば、東京地方裁判所立川支部で担保提供を命じられた場合、立川支部管内の供託所である、東京法務局八王子支局に供託しなければならぬのではなく、東京地方裁判所の管轄区域である東京都下にある供託所、すなわち、東京法務局本局で供託することもできます。例外として、保全命令の担保については、裁判所の許可を得て、債権者の住所地、事務所の所在地、その他裁判所が相当と認める地を管轄する地方

裁判所の管轄区域内の供託所に供託することができます（民事保全法14条）。

実務の運用では、遠方であれば、債権者代理人の事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所への管轄外供託は許可されています。

この場合、供託書の備考欄に「民事保全法14条2項の許可による供託」と付記します。なお、この例外は保全命令の担保に限られますので、保全執行停止の担保については認められません。

## 6. 第三者供託

訴訟上の担保を担保提供義務者以外の第三者が立てるなどを、第三者供託といいます。この第三者供託については、裁判所の許可を条件に認められています。この場合、供託書の備考欄に「第三者供託」と付記します。

(1-11-3)

## 7. 支払保証委託契約

裁判所の許可を得れば、支払保証委託契約の方法により担保を提供することも可能です。

支払保証委託契約とは、担保提供者と銀行や保険会社等の金融機関との間で、将来担保権利者が損害を受けたことを理由とする訴訟費用償還請求権、損害賠償請求権などが認められた場合に、銀行等が担保の金額の限度において金銭を支払うという内容の契約を締結することにより、供託と同様の効果を得ることができる契約です。 (1-11-4)



## 裁判上の担保・解放金一覧表

供託の原因たる事実		法令条項	供託者	被供託者	事件名
1	訴訟費用の担保	民訴法 第75条第1項	被申請人	申請人	訴訟費用担保提供申立事件
2	通常判決の場合	民訴法 第259条第1項	原告	被告	本案訴訟の事件名 と同じ
	手形・小切手判決の場合	民訴法 第259条第2項	原告	被告	
3	仮執行を免れるための担保	民訴法 第259条第3項	被告	原告	
4 5 6	当事者に申立権がある場合	特別上告・再審	民訴法 第403条第1項第1号	申請人	強制執行停止決定申立事件
		仮執行宣言付判決に対する上告・上告受理中立	民訴法 第403条第1項第2号		
		仮執行宣言付判決に対する控訴	民訴法 第403条第1項第3号		
		仮執行宣言付支払督促に対する督促異議	民訴法 第403条第1項第3号		
		手形・小切手による金銭の支払請求及びこれに付帯する法定利率による損害賠償請求についての仮執行宣言付判決に対する控訴	民訴法 第403条第1項第4号		
		手形・小切手による金銭の支払請求及びこれに付帯する法定利率による損害賠償請求についての仮執行宣言付支払督促に対する督促異議申立	民訴法 第403条第1項第4号		
		仮執行宣言付手形判決・小切手判決に対する異議申立	民訴法 第403条第1項第5号		
		仮執行宣言付少額訴訟の判決に対する異議申立	民訴法 第403条第1項第5号		
		定期金による賠償を命ずる確定判決に対する変更の訴の提起	民訴法 第403条第1項第6号		
		執行交付与に対する異議の訴え	民事執行法 第36条第1項		
		請求異議の訴え	民事執行法 第36条第1項		
		差押禁止動産の範囲変更申立	民事執行法 第132条第3項		
		差押禁止債権の範囲変更申立	民事執行法 第152条第3項		
		第三者異議の訴え	民事執行法 第38条第4項 第36条第1項		
7 8 9 10 11	当事者に申立権を促すことがないが、 職権發動を促すこと	民事調停申立	民事調停規則 第6条第1項		
		特定調停申立	特定調停法 第7条第1項		
		抗告	民訴法 第334条第2項		
		執行抗告	民事執行法 第10条第6項		
		執行異議	民事執行法 第11条第2項 第10条第6項		
12 13	当事者に申立権を促すことがないが、 職権發動を促すこと	執行交付与に対する異議申立	民事執行法 第32条第2項	被申請人	強制執行停止決定申立事件
		少額訴訟判決に対する執行交付与等に対する異議申立	民事執行法 第32条第5項 第32条第2項		

供託の原因たる事実		法令条項	供託者	被供託者	事件名	
7	仮差押の保証	民事保全法による申立 審判前の保全処分申立	民事保全法 第14条第1項 家事審判法 第15条の3第7項 民事保全法 第14条第1項	債権者	債務者 仮差押命令申立事件	
8	仮差押取消の保証 仮処分取消の保証	保全異議による保全執行停止・取消 保全取消による保全執行停止・取消 保全抗告による保全執行停止・取消 保全異議決定による保全執行・続行 保全異議決定による保全命令の取消 事情変更による保全取消申立による保全執行・続行 事情変更による保全取消申立による保全命令取消 保全抗告による保全取消申立による保全執行・続行 保全抗告による保全取消申立による保全命令取消 特別事情変更による保全命令取消 保全抗告による保全命令取消決定の効力停止	民事保全法 第27条第1項 民事保全法 第40条第1項 民事保全法 第41条第4項 民事保全法 第32条第2項 民事保全法 第32条第3項 民事保全法 第38条第3項 民事保全法 第38条第3項 民事保全法 第41条第4項 民事保全法 第41条第4項 民事保全法 第39条第1項 民事保全法 第42条第1項	申請人	被申請人	保全執行停止・取消申立事件 保全執行続行決定申立 保全命令取消決定申立事件 保全執行続行決定申立 保全命令取消決定申立事件 保全執行続行決定申立 保全命令取消決定申立事件 保全命令取消決定申立事件 保全取消決定効力停止申立
9	仮処分の保証	民事保全法による申立 審判前の保全処分申立	民事保全法 第14条第1項 家事審判法 第15条の3第7項 民事保全法 第14条第1項	債権者	債務者 仮処分命令申立事件	
11	仮差押解放金	民事保全法 第22条			仮差押命令申立事件	
12	仮処分解放金	民事保全法 第25条			仮処分命令申立事件	
13	不動産競売の開始決定前の保全処分のための担保	民法 第187条第1項 第5項、第55条第4項	申請人	被申請人	不動産競売の開始決定前の保全処分申立事件	



## 8. 担保取消手続

担保を提供させておく必要がなくなった場合、すなわち、民事訴訟法79条1項から3項までの事由が生じた場合に、担保提供者が供託物を取り戻すために裁判所に取消決定を求めます。 (1-12-1、2、2-26-1)

供託物取戻請求権は供託が誤謬によるものであること、又は、供託原因が消滅したことを証明しなければ、行使することができません（供託法8条2項）。そして、訴訟上の担保の場合、供託原因消滅の証明は裁判所が行うこととなっています。 (2-26-2)

### (1) 誰が

- 1) 担保提供をした者
- 2) 第三者供託の場合の第三者
- 3) 担保物取戻請求権の承継人
  - ① 一般承継人である相続人、合併後の法人
  - ② 特定承継人である取戻請求権の譲受人、差押転付命令を得た債権者

### (2) どこに（管轄）

担保の提供を命じた裁判所

### (3) 何を（必要的添付書類）

#### 1) 事由止み

担保の事由すなわち、被担保債権発生の可能性の消滅を担保提供者が証明した場合（民事訴訟法79条1項）。

担保の事由が消滅したとは、被担保債権の不存在が確定し、担保を供しておく必要が消滅したことをいいます。

- ① 全面勝訴判決（事件が控訴審・上告審まで争われた場合は全部）及び確定証明書
- ② 放棄・認諾・全面勝訴的和解・調停調書

等担保の事由が止んだことを証する書面原本とその写しを持参、照合後、原

本は還付されます。判決の場合は確定証明書原本を添付します。また、判決正本を強制執行等で使用している場合、判決謄本交付申請により、判決謄本の交付を受けて添付すれば足ります。なお、判決の写しの添付のみで足りる裁判所もあります。

この場合、手続完了まで、最短でも2～4週間位かかります。

## 2) 同意 (1-15-4)

担保事由消滅の有無にかかわらず、相手方がすでに発生し又は将来発生することのある担保権を行使しない旨の意思を表示した場合（民事訴訟法79条2項）。

担保権利者が担保取消に同意したときは、担保権を放棄したことになりますので、事件の終了を待たずに取消することができます。和解や調停の場合には、一般的に次のような記載がなされます。

「被告は原告に対し、原告が○○地方裁判所平成○○年（ヨ）第○○号○○命令申立事件において供託した担保（○○法務局平成○○年度金第○○○号）の取消に同意し、原告及び被告はその取消決定に対し、抗告しない」

なお、同意が代理人により行われた場合には、担保取消の同意に関する特別授権の記載がある委任状が必要です。

また、同意書に本人が押印する場合には本人の印鑑証明書を、同意書に代理人が押印する場合には、代理人宛の委任状以外に委任状に押印した印鑑の印鑑証明書の提出を求める裁判所もあります。

同意による担保取消決定を申立てるに当たっては、手続を速やかに進めるため、同意書の他に、担保取消決定受書（送達手続を省略することができます）・抗告権放棄書（抗告期間が経過する以前に確定させることができます）を提出します。

この場合、手続完了まで、1週間位です。

## 3) 権利行使催告

担保事由消滅の有無にかかわらず、相手方がすでに発生し又は将来発生することのある担保権を行使しない旨の意思を表示したとみなされる場合（民事訴訟法79条3項）。この場合、担保権利者に対し通常14日程度の期間を定めて権利行使をするかどうかの催告をする必要があります。

この催告に対して、定められた期間内に権利行使の事実がない場合は、担